

第22期第14回海区漁業調整委員会議事録

1 日時・場所

令和5年6月30日（金）午後1時30分～午後3時00分

秋田県庁 議会棟2階「特別会議室」

2 出席者

委員（定数10名）

加藤 和夫、船木 律、齊藤 一成、腰山 公正、鎌田 誠喜、工藤 義彦、
伊藤 公男、杉本 勇助、大竹 敦（出席9名）

事務局・秋田県

事務局長（水産漁港課長）：中林 信康

事務局：奥山 忍、橋本 羊子、保坂 芽衣、高橋 佳奈

農林水産部水産漁港課：青柳 辰洋、百瀬 夏実、三田村 学歩

3 議事事項

- (1) くろまぐろに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について（諮問）
- (2) 知事許可漁業の制限措置の内容及び許可を申請すべき期間について（諮問）
- (3) 知事許可漁業許可方針の一部改正について（協議）
- (4) 海区漁場計画（素案）について（報告）
- (5) 秋田海区漁業調整委員会個人情報取扱要綱の改正及び管理措置に関する要綱の制定について（協議）
- (6) 令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会について（報告）
- (7) その他
 - ①秋田県沖洋上風力発電設置にかかる経過状況等について
 - ②その他

4 開会・あいさつ

○事務局（奥山）

ただいまより、第22期第14回秋田海区漁業調整委員会を開催いたします。

事前に三浦委員から欠席の連絡をいただいております。出席委員9名で、出席委員数が過半数を超えていますので、秋田海区漁業調整委員会規程第6条に基づき、本委員会が成

立することを報告させていただきます。

それでは、はじめに加藤会長からご挨拶をお願いします。

○加藤会長

本日は雨の中、委員会へご出席いただき誠にありがとうございます。

明日から沖合底びき網漁は2か月の休漁となりますが、先日の地元紙に6月のするめいか漁が好調であったと掲載されていました。最近是不漁が続いていましたので、良いニュースだなと思っております。

さて、5月26日に全国海区漁業調整委員会連合会の通常総会が3年ぶりに対面で開催され、奥山書記と2人で参加してまいりました。この総会の主な目的は、ブロックごとに開催された会議で提出された意見を集約し、関係省庁に対する要望内容をまとめることではありますが、全て原案どおり可決されたことをご報告します。

本委員会からはくろまぐろの資源管理に関して要望事項を提出しましたが、その内容についても可決された議案の中に網羅されており、本日の議題6の資料にございますのでご覧いただきたいと思っております。

また、総会では、10年以上海区委員を務めた106名の方が一般表彰を受けられました。そのうちの1人が当海区の三浦 清 委員でございます。本日、三浦委員が出席であればこの場で表彰状をお渡ししようと思っておりましたがご欠席ですので、後日、事務局から届けていただくこととします。

最後に、先月から今月にかけて漁業権の一斉切替えに係る現地説明会が行われ、皆様にもご出席いただき誠にありがとうございました。現地説明会での意見等も受け、本日は海区漁場計画の素案が提出されておりますので、ご審議よろしくをお願いします。

○事務局（奥山）

ありがとうございました。

5 資料確認

（事務局が資料確認）

6 議事録署名委員選任

○加藤議長

それでは議事に入る前に、議事録署名委員を指名いたします。今回は船木会長代理と齊藤委員にお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

○船木会長代理、齊藤委員

はい。

7 議事

議題1：くろまぐろに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について (諮問)

○加藤議長

それでは議事に入ります。議題1について事務局から説明をお願いします。

○事務局（高橋）

資料1でご説明させていただきます。くろまぐろの知事管理漁獲可能量を変更する内容の知事からの諮問です。（諮問文読み上げ）

農林水産大臣から漁獲可能量の変更通知が2回あり、1回目が4ページの4月27日の通知、2回目が3ページの5月19日の通知で、この2つの通知に合わせた漁獲可能量の変更の諮問となっています。

国の方で追加配分量の計算に誤りがあり、2回目の通知は、小型魚は1.2トン、大型魚は0.5トンが1回目の通知から差し引かれています。

2ページ目に戻りまして、知事管理漁獲可能量の変更の告示案をご覧ください。

表の左が改正後、右が改正前で、変更部分は下線を引いております。改正前の数量は小型魚、大型魚ともに令和5年度当初の漁獲可能量として公表しておりました。

今回、小型魚は当初配分26.8トンに対し、13.7トン追加されて40.5トンとなり、また、大型魚は当初配分31.3トンに対し、7.0トン追加されて38.3トンとなりました。

昨年度の漁獲可能量と比較しますと、小型魚は4.0トン、大型魚は0.4トン減少しております。減少した理由につきましては、昨年度は全国的に漁獲が多く、翌年度に繰り越せる国全体の数量が減少したため、各都道府県に配分する数量が減ったと水産庁から説明されております。

続きまして、知事管理区分への配分量についてです。秋田県資源管方針に基づき、配分量のおおむね95%が知事管理区分へ配分されるので、秋田県くろまぐろ（小型魚）が38.4トン、秋田県くろまぐろ（大型魚）が36.3トンとなります。

説明は以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。

○加藤議長

ただいまの諮問について、ご質問等ございませんでしょうか。

○委員

（発言なし）

○加藤議長

よろしいですか。

○委員

（「はい」の声）

○加藤議長

それでは、事務局から答申案をお願いします。

○事務局（高橋）

(答申案の読み上げ)

○加藤議長

ただいまの事務局の答申案でよろしいでしょうか。

○委員

(「はい」の声)

○加藤議長

ありがとうございます。

答申案が承認されましたので、事務局で手続きをお願いします。

議題2：知事許可漁業の制限措置の内容及び許可を申請すべき期間について（諮問）

○加藤議長

それでは次に移ります。議題2について事務局から説明をお願いします。

○事務局（保坂）

資料2をご覧ください。はじめに諮問文を読み上げます。（諮問文読み上げ）

資料裏面が、公示案となります。

知事許可漁業の小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業）の許可の有効期間は、令和5年7月31日までとなっているためその一斉更新と、手繰第三種漁業の貝けた網漁業の試験操業に関する公示となります。

1 制限措置の内容ですが、上の段から説明します。漁業種類の名称は、小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業）であり、操業区域は現在の区域と変更ありません。漁業時期は9月1日から翌年6月30日までとなります。推進機関の馬力数は定めなし、船舶の総トン数は15トン未満と、こちらも現在の制限措置と同じです。

許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は7で、現在許可及び起業の認可を受けている船舶と同数です。漁業を営む者の資格は、1秋田県に住所を有する者、2秋田県に漁船登録を有する総トン数15トン未満船舶の所有者又は使用者とします。

次に、下の段は、小型機船底びき網漁業（手繰第三種漁業：貝けたあみ漁業）です。こちらは、天王地区の沿岸で二枚貝の資源回復を目的として、海底の浮遊堆積物、具体的には貝殻、ツメタガイなどの除去活動を貝けた網を用いて行うため、試験操業として許可をするものとなります。

操業区域は、海底清掃の実施区域を緯度経度で示し、漁業時期は活動を行う9月1日から10月31日までの2か月間、推進機関の馬力数は定めなし、船舶の総トン数は本許可と同じ10トン未満、船舶の数はその活動に参加予定の14隻とします。漁業を営む者の資格として、手繰第一種漁業と異なる点といたしましては、共同漁業権区域内であることから、操業区域にかかる第一種共同漁業権の行使権者又は免許権者の同意を得ている者を追加しています。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間は、令和5年7月7日から8月7日までとします。申請すべき期間が、手繰第一種漁業の有効期間の満了日を過ぎることになりま

すが、8月は操業ができない期間となっているため、影響ないものと考えております。

この告示に係る許可の有効期間は、手繰第一種漁業は令和8年7月31日まで、手繰第三種漁業は令和5年10月31日までとします。

説明は以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

○加藤議長

ただいまの諮問についてご質問等がありますでしょうか。

○委員

(発言なし)

○加藤議長

特にございませんか。なければ事務局から答申案をお願いいたします。

○事務局(保坂)

(答申案の読み上げ)

○加藤議長

ただいまの事務局の答申案でよろしいでしょうか。

○委員

(「はい」の声)

○加藤議長

ありがとうございます。

答申案が承認されましたので、事務局で手続きをお願いします。

議題3：知事許可漁業許可方針の一部改正について(協議)

○加藤議長

それでは次に移ります。議題3について事務局から説明をお願いします。

○事務局(保坂)

資料3をご覧ください。先の議題で諮問した手繰第一種漁業の許可方針と、試験操業等に係る許可方針について協議いたします。許可方針は、制限措置や許可の条件にも関わりがございますので協議するものです。

3ページが見え消し版となっておりますので、こちらで説明します。

第3の許可の対象は、制限措置の許可をすべき者の資格と表現を合わせて、「秋田県に住所を有し」、と船舶の「使用者」を追加しています。

第4の許可の申請については、申請書類に関する記載でございますが、漁協の副申書と関係漁業者間の協定書の記載を削除しています。この理由は、法に基づく許可権限が知事にあるにも関わらず、知事以外の主体の意思によって許可をするか否かが決まるような運用は適切でなく、漁協の副申書の提出の有無をもって許可申請を受け付けなかったり、許可をするかどうか判断したりすることはできないということです。

一方、これまでどおり漁業秩序の維持や紛争を防ぐため、所属漁協の関与は必要であることから、別途申請者向けに作成している「許可申請の手引き」では副申書を提出書

類として示すほか、競合があった場合は優先順位が上位になるように副申書の位置づけを示すこととしております。

また、協定書については、協定が締結されていない場合や、協定が更新されていない場合もあることから、必要書類とはせず必要に応じて添付を求めることとします。なお、漁業調整上必要な場合は、制限措置にて、協定に基づく者に許可者を限定するという運用も検討したいと考えております。

第8は、秋田県漁業調整規則の表現に合わせて、漁業時期とします。

第10の条件の5 操業上の協定事項のところに、（県が立会ったものに限る）と追加しています。これは、漁業者協定に違反＝条件違反となってしまいますが、現在の実態として、漁業者協定が長年更新されず有効でないものや、県が把握していない地元漁業者間での協定事項が多く見受けられることから、県が確認したもののみを条件とする趣旨で追加しております。

なお、方針の適用は、制限措置公示の7月7日付けとします。

続いて6ページをご覧ください。試験操業等に係る許可の取扱い方針について、説明します。

試験操業は、漁業調整規則に定める漁業のうち、本許可では認められていない期間や区域について、将来的な改正を見据えて試験的に操業を行う場合に許可をしております。具体的には、先に諮問した手繰第三種漁業や、男鹿北地区で実施した操業期間の前倒しによるタラの刺し網漁業、漁業権区域外でのハタハタのモニタリング採捕などの事例があり、必ずしも営むとは言い切れない場合もあることから、試験操業等としております。

申請の受付は、本許可と同じように公示により行うこととしますが、本許可と区別して許可をすることから、現行の漁業法及び調整規則に合わせて取扱方針を見直しました。

具体的な操業の制限措置や条件については、公示に係る諮問の際に定めて本委員会にて協議することとします。

説明は以上です。ご協議よろしくお願いいたします。

○加藤議長

何かご質問はございますか。

○委員

（発言なし）

○加藤議長

無いようですので次に進みます。

議題4：海区漁場計画（素案）について（報告）

○加藤議長

議題（4）について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（保坂）

資料4と当日配付資料4-2をご覧ください。

まずは、5月23日から6月6日までの、漁業権の一斉切替えに係る現地調査にあたりましては、委員の皆様にはお忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。おかげさまで県内4地区にて開催し、各地区の状況や関係者の意見を伺うことができました。

本日は現地調査での状況を整理し、海区漁場計画（素案）を作成しましたので、報告いたします。

はじめに資料4により現地調査の結果を説明します。前回の委員会でもお示ししていましたが、事前のヒアリングを基に漁場計画に盛り込むか否かを整理した上で、現地調査にて聞き取りを行った結果をまとめた資料になります。

1 ページは第1種共同漁業ですが、赤い◎は、追加を検討し、現地調査でも利用状況が確認できたものです。青の×は削除を検討し、現地調査でも利用していない資源であることが確認できたものです。灰色は、前回委員会資料では？と記載しておりましたが、現地調査にて活用している又はしていないことを確認し、海区漁場計画（素案）に反映させることとしているものです。

3 ページは第2・3種共同漁業ですが、こちらも現地調査で操業状況を確認し、海区漁場計画（素案）に反映させることとします。

第2種共同漁業については、特に県北部地区（共第8号）において、さけ刺し網漁業の追加の意見がありました。しかしながら、近年のサケの資源状況やふ化放流用親魚の確保、隣県との調整問題もあり、今回の漁場計画には反映しない方針であることを説明しております。一方、さけ小型定置網漁業については、共第8号ほか漁業権の内容に含まれておりますので、そちらの操業を検討していただくこととしています。

次に、5 ページからの区画漁業権ですが、区第4号ではマガキ養殖の計画があるということで貝類を追加し、時期を周年とすることとしています。区第18号は、ギバサ養殖の計画があることから藻類養殖業とし、期間を1か月延ばして6月末までとすることとし、素案に反映させます。

区第19号から区第23号は漁港区域内への区画漁業権の新規設定になりますが、漁港管理者との協議が必要となりますので、漁港管理や整備計画について管理者と調整した上で計画に反映させます。具体的には、区第20号の道川漁港は由利本荘市管理の漁港ですが、船舶の係留のため区画漁業権設定に支障がないよう、現地調査終了後、市及び関係漁業者と区域を調整しています。

区第19号の岩館漁港区域内での魚類養殖に係る区画漁業権については、現地調査において、地元漁業者間での漁港利用に係る調整も必要であるという意見がありましたので、漁業時期を12月1日から翌年6月30日までとしつつも、免許を受ける漁協の行使規則の中で期間や行使ルールなどトラブルがないよう検討いただくことにしています。

9 ページからの定置漁業については、操業見込みのない4件を計画に盛り込まないこととし、新規要望2件を追加することとしています。ここまでが現地調査の結果でございます。

漁業法第63条により、海区漁場計画作成時、免許されている漁業権が適切かつ有効に活用されているかを判断し、新たな計画に反映させる必要があることから、事前のヒアリング及び現地調査の結果を考慮し、活用漁業権か否かを判断したものが、16～18ページまでのチェックリストとなります。前回の委員会で報告した、漁業法第90条に基づく年1回のチェックと併せ、免許期間を通じた活用状況についてチェックを行いました。非活用漁業権と判断した場合は、新規の漁業権として計画に設定することになりますが、今回の聞き取りや現地調査結果を総合的に勘案し、全て活用漁業権と判断しております。

チェックの詳細は、19～21ページに水産庁のガイドラインに基づく参考資料を掲載しておりますので、参考にご覧ください。

以上の対応を踏まえて、作成した海区漁場計画（素案）が、本日配付した資料4－2です。素案の概要、素案全体、見え消し版、漁場図という構成になっています。

内容について、1ページの素案の概要により説明します。

1 漁場計画の件数は、共同漁業は現行どおり第1種7件、第2・3種4件の計11件、区画漁業は新規5件追加の23件、定置漁業は新規2件、操業計画なし4件で計12件です。

2 現行からの変更点は、（1）共同漁業権の①漁業の種類及び漁業時期については、これまで小型巻貝の総称としていたしたなみ漁業の対象種を明確化し、れいしがい漁業を新たに追加しています。

また、資源の利用状況等を考慮し、新規の追加、漁業の削除・統合をしました。追加したのは、あわび漁業、なまこ漁業、いがい漁業です。あわび漁業となまこ漁業は、特定水産資源として指定され、漁業者であっても許可又は漁業権に基づいて採捕する必要があるため、新規に追加するものです。また、共第10号は船川地区になりますが、新たな漁業の取組を普及したいとのことで、底建網漁業を追加しております。行使実績のない又は少ない漁業については、削除や統合を行っています。

②漁場の区域は、基点の表現は、従来「～の境に設置された標柱」となっておりましたが、現在は標柱が無くなっている場合があり、基点を緯度経度で確認したことにより、「設定した点」と表現を変更しています。新たに緯度経度を確定した基点については、方位角、距離を修正しています。

共第4号について漁場図を見ていただくと、北浦から加茂までの区域になりますが、従来は海岸線に沿って沖に1,500メートルとなっておりましたが、これを共第9号の第2・3種共同漁業権の区域と統一します。これにより、基点から沖に2,000メートルの点を直線で結ぶ線になり、漁場区域が分かりやすくなるほか、若干区域が拡大することとなります。

（2）区画漁業権は、漁港区域内へ5件新規設定するほか、基点確定による方位角、距離標記の変更、新たな養殖計画による漁業の名称及び漁業時期の見直しをしております。

（3）定置漁業権は、過去に定置漁業権があった漁場で操業計画があることから新規設定をし、操業見込みのない漁業権は設定しないこととします。

最後に、（４）保全沿岸漁場の設定ですが、漁協等が漁場の保全のための活動経費を組合員以外から徴収して行っている事例や予定はないことから、今回の計画には設定しないこととしています。

素案の見え消し版も参考に全体をご覧いただき、ご不明な点やお気づきの点等がございましたら、後日で構いませんのでお知らせください。

なお、この後のスケジュールですが、素案を関係各所への送付や県ホームページ等で公表し、利害関係人からの意見照会をすることとなります。利害関係人とは、地元や周辺の漁業者の他、船舶の運航者、水面の開発や利用をする事業者等が含まれます。利害関係人等からの意見を基に必要に応じて計画を修正し、案としてとりまとめます。８月には海区漁業調整委員会への諮問、公聴会、答申を経て、海区漁場計画が決定されます。

説明は以上です。引き続きよろしくお願ひいたします。

○加藤議長

ただ今の説明について、質問等がありますか。

○委員

（発言なし）

○加藤議長

無いようですので次に進みます。

議題５：秋田海区漁業調整委員会個人情報取扱要綱の改正及び管理措置に関する要綱の制定について（協議）

○加藤議長

議題５について事務局から説明をお願いします。

○事務局（橋本）

秋田海区漁業調整委員会個人情報取扱要綱の改正と、個人情報の適切な管理のための措置に関する要綱の制定についての２点、説明させていただきます。

資料の５－１をご覧ください。こちらは３月に開催した委員会においてご審議いただいた、当委員会の個人情報の保護に関する法律施行規程でございます。県の新しい条例が可決した後、３月３１日付けで公布し、県公報に登載いたしました。

第３条の末尾に「～及びこの規程の施行に関し必要な事項は、秋田海区漁業調整委員会が別に定める。」としており、この施行規程にぶら下がる要綱をつくる必要がありましたが、３月の委員会の段階では県の担当部門から要綱の例が示されておりました。これが３月末に示されましたので、本日協議させていただくものです。

資料は５－２をご覧ください。これは、平成１３年から運用してまいりました当委員会の個人情報取扱要綱の改正（案）でございます。３，４ページ目の新旧対照表により改正内容を説明してまいりますので、下線を引いている部分をご確認ください。

第１は、取扱要綱の根拠となっていた県条例が廃止されたことによるもので、今後は改正個人情報保護法と改正法に則した新しい県条例に基づくこととなります。

第2の2 個人情報窓口の所掌事務については、改正個人情報保護法に基づいて、地方公共団体の機関に求められることとなった事務を加えるものです。

第2の3は、県の事務取扱要綱が改正されておりましたので、併せて改正するものでございます。

第3については、この要綱に定めのない事項、例えば開示請求があった場合の審査基準等については、県が今回新たに要綱や基準を定めており、当委員会でもそれに準ずる、ということを加えるものです。

続いて、資料5-3をご覧ください。こちらは、改正個人情報保護法に基づき、当委員会の個人情報の適切な管理措置に関して新たに定める要綱の案となります。国の指針と県の担当部局より示された案を基として作成しており、簡単ではございますが、章ごとに内容を説明させていただきます。

第2章には、個人情報の管理体制を定めており、総括保護管理者として事務局長である水産漁港課長を、保護担当者として事務局書記である水産漁港課漁業管理チームリーダーを充てることとします。第3章には個人情報保護やセキュリティ対策に関する教育研修について、第4章には従事する職員の責務について定めております。

第5章から第7章までは保有する個人情報へのアクセス等の制限・記録媒体の管理や廃棄、アクセス状況の記録など、技術的な安全管理措置等に関する規定になります。全体を通じて、個人情報の取扱いのうち情報システムを利用する場合の安全管理措置については、秋田県情報セキュリティ対策基準に従って必要な措置を講じてまいります。

第8章については、法令に基づかず行政機関以外の者に個人情報を提供することは禁じられておりますし、個人情報に係る業務を事務局が外部に委託するといったこともございませぬが、法が求める内容を網羅した要綱とするため、規定を置いております。

第9章は、個人情報の安全確保上の問題が発生または発生のおそれが生じた場合の対応や報告・公表の流れ等について定めております。第38条にある「CSIRT」といいますのは、セキュリティインシデントに関する報告を受理・調査し、対応する組織を指すもので、県デジタル政策推進課がこれにあたります。万が一、個人情報の漏えいが生じた場合には、CSIRTと連携を図りながら対応及び再発防止措置を図るものとしします。

第10章には監査や点検の実施体制、その結果に基づいて管理措置の見直しを行っていくこと、第11章には国のサイバーセキュリティ戦略本部が定める基準を参考に、その水準を確保することを規定しています。

以上、駆け足でございましたが、当委員会の個人情報取扱要綱の改正案と、個人情報の管理措置に関する新たな要綱案についての説明とさせていただきます。

どちらも資料5-1の施行規程と併せて、令和5年4月1日からの適用とさせていただきますので、ご協議よろしくお願ひ申し上げます。

○加藤議長

ただ今の説明について、質問等がありますか。

○委員

(発言なし)

○加藤議長

不明な点があれば事務局に後日でもお問い合わせいただくこととし、協議については資料のとおりとします。次に移ります。

議題6：令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会について（報告）

○加藤議長

議題6について事務局から説明をお願いします。

○事務局（奥山）

全国海区漁業調整委員会連合会の今年度の通常総会について報告します。

冒頭の会長の挨拶にもありましたが、全漁調連の総会は新型コロナウイルスの関係で令和2年、3年、4年と書面決議で開催されましたが、今年度につきましては去る5月26日に東京都に一同が集まり開催されたところでございます。

皆様には、総会資料の一部を資料6として配付しております。1ページ目をご覧ください。次第5の議事について簡単にご説明します。

まず第1号議案の事業報告についてですが、前年度の総会は書面開催となったものの、日本海ブロックは石川県金沢市で対面により行われました。ちなみに今年度の日本海ブロック会議は山口県で開催予定でございます。

また決算書、剰余金処分案においては、令和4年度は事業縮小に伴い繰越金が過剰になったため会費免除となったところですが、第2号議案の事業計画、収支予算案において、今年度については通常通り会費を徴収するという事となっております。

第3号議案については大きく7つの項目に分かれており、秋田海区からは太平洋クロマグロの資源管理について要望したところですが、その内容が要望書に反映されています。クロマグロについては13ページから記載がありますので、他の項目も含めご覧いただければと思います。

次に第4号議案ですが、次の総会開催地は東京都の予定でございます。以上が議事の部分です。

次に6表彰ですが、会長からもお話がありましたように、10年以上の就任により委員表彰された方々は計106名であり、当海区からは三浦委員が表彰されました。改めてお祝い申し上げます。報告は以上です。

○加藤議長

通常総会の次第7報告について、会長が静岡海区からどこに交替したのか分かりますか。

○事務局（奥山）

本日の資料ではその部分を割愛しておりましたので、次回報告させていただきます。

○加藤議長

分かりました。ただ今の報告について、質問等がありますか。

○委員

(発言なし)

○加藤議長

よろしいですか。それでは次に移ります。

議題7：その他

①秋田県沖洋上風力発電設置にかかる経過状況等について

○議長

それでは①について、事務局から説明してください。

○事務局（保坂）

洋上風力発電関係について報告します。資料はございません。

はじめに、沿岸の一般海域については、八峰町・能代市沖、男鹿市・潟上市・秋田市沖の2海域は昨年12月から公募を行っておりますが、本日6月30日17時が締切となっております。令和6年3月までに事業者が選定される予定です。

事業者が決まっている三種・能代・男鹿沖、由利本荘市沖については、漁業影響調査に向けた検討が行われているところと聞いております。

浮体式洋上風力発電の実証事業について前回の委員会で情報提供をしましたが、先週、由利本荘、にかほ市沖を候補として県が情報提供したとの報道がありました。秋田県を含め、全国から5海域の候補海域の情報が寄せられている模様です。今後、また新たな動きがありましたらお知らせします。説明は以上です。

○加藤議長

ただいまの説明について、ご質問等ありますでしょうか。

○委員

(発言なし)

○加藤議長

それでは、次に移ります。

②その他

○加藤議長

委員の皆様から何かありますでしょうか。

○委員

(発言なし)

○加藤議長

事務局からは何かありますでしょうか。

○事務局（奥山）

当日配布の資料7をご覧ください。令和5年度新潟・山形・秋田3海区連絡協議会の

開催について、山形海区漁業調整委員会より通知がございました。この連絡協議会も令和2年度から書面開催となっておりますが、今回は対面で開催予定です。

本日は、この連絡協議会への出席者と提出する提案（照会）事項についてご相談したいと思います。

出席者については会長にも事前に相談させていただき、予算の範囲内で3名の方にご出席をお願いしたいと思い、会長と船木会長代理、それから県境におけるごち網漁業の入会協定の件がございますので、齊藤委員の3名を事務局案として考えておりますが、他に出席したい方がいらっしゃれば再度検討いたします。

次に提案（照会）事項でございます。前回の委員会で、連絡協議会に提案又は照会したいことがあれば事務局までご連絡くださるようお話ししておりましたが、特にございませんでしたので、事務局で検討した事項を案として記載しております。

今回はハタハタについて照会したいと考えております。全長15cm未満のハタハタ採捕を禁止している青森・秋田・山形・新潟の4県協定が令和5年度末で更新時期を迎えることから、それに先だって各県の資源状況や資源管理の取組について情報交換したいという趣旨でございます。

（照会事項及び本県の回答を読み上げ）

照会事項の裏面には、本県のハタハタの漁獲量等の推移や、資源管理に係る7項目の取り組みについてまとめております。

過去の連絡協議会で提出された提案（照会）事項の一覧も添付しておりますので参考にご覧ください。

以上、出席者と照会事項についてお伺いしますので、よろしく申し上げます。

○加藤議長

8月24日に開催される3海区連絡協議会について説明がありました。これについて、ご意見ございますでしょうか。

○委員

（発言なし）

○加藤議長

出席者については事務局案のとおりでよろしいでしょうか。

○委員

（「はい」の声）

○加藤議長

照会事項について、皆さんから特になければ、事務局案を提出したいと思いますがよろしいでしょうか。

○委員

（「はい」の声）

○加藤議長

それでは、この内容で秋田海区からの照会事項を提出したいと思います。

9 閉会

○加藤議長

他になければ、これで第22期第14回秋田海区漁業調整委員会を終了します。

終了